

高圧ガス保安法令関係例示基準資料集 第9次改訂版

【正誤表 その2】

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。訂正箇所をご確認のうえ、ご使用下さい。

対象箇所：「コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について」

訂正箇所	正	誤
62 の 2. 過充填防止のための措置（圧縮水素スタン ド） P.152	1. 充填設備には、充填中の圧力を検知しかつ表示する装置を備え、当該圧力が、燃料装置用容器の最高充填圧力以下であって、外気温度と燃料装置用容器の初期圧力に応じてあらかじめ定めた圧力に達したときに、自動的に充填を停止する装置を設けること。あらかじめ定める圧力は、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2014)」（平成 26 年 10 月 10 日一般財団法人石油エネルギー技術センター）又は「 <u>圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2016)</u> 」（平成 28 年 3 月 4 日一般財団法人石油エネルギー技術センター）に従うこと。	1. 充填設備には、充填中の圧力を検知しかつ表示する装置を備え、当該圧力が、燃料装置用容器の最高充填圧力以下であって、外気温度と燃料装置用容器の初期圧力に応じてあらかじめ定めた圧力に達したときに、自動的に充填を停止する装置を設けること。あらかじめ定める圧力は、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2014)」（平成 26 年 10 月 10 日一般財団法人石油エネルギー技術センター）に従うこと。
	下線（ <u> </u> ）部分を追加。	
66 の 4. 圧縮水素の充填流量の制限に係る措置（圧縮水素スタン ド） P.170	1. ディスペンサーに設けた圧力発信器により圧力上昇率を監視し、外気温度に応じた圧力上昇率で充填を行うよう自動的に制御することにより、流量を制限すること。また、充填途中に、圧力許容範囲が逸脱した場合（充填開始直後及びバンク切替に伴う一時的な圧力の変動によるものを除く。）には、自動的に充填を停止する装置を設けること。なお、圧力上昇率及び圧力許容範囲は、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2014)」（平成 26 年 10 月 10 日一般財団法人石油エネルギー技術センター）又は「 <u>圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2016)</u> 」（平成 28 年 3 月 4 日一般財団法人石油エネルギー技術センター）に従いあらかじめ設定すること。）	1. ディスペンサーに設けた圧力発信器により圧力上昇率を監視し、外気温度に応じた圧力上昇率で充填を行うよう自動的に制御することにより、流量を制限すること。また、充填途中に、圧力許容範囲が逸脱した場合（充填開始直後及びバンク切替に伴う一時的な圧力の変動によるものを除く。）には、自動的に充填を停止する装置を設けること。なお、圧力上昇率及び圧力許容範囲は、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2014)」（平成 26 年 10 月 10 日一般財団法人石油エネルギー技術センター）に従いあらかじめ設定すること。）
	下線（ <u> </u> ）部分を追加。	